

# 延喜諸陵寮式陵墓歴名に関する一考察

稲葉 蓉子

はじめに

延喜諸陵寮式陵墓歴名は古代日本における律令陵墓制の展開を明らかにするうえで基礎的な素材となる史料である。

延喜諸陵寮式陵墓歴名は『延喜式』が撰進された延長五年当時において諸陵寮が管轄した陵と墓の歴名である。その内容は、陵墓名、被葬者、陵墓の所在、兆域、ハカモリ<sup>(1)</sup>などの情報から構成されている。

先行研究で既に指摘されているように、この歴名の記載内容には諸々の不統一が認められ、『弘仁式』陵墓歴名や『貞観式』陵墓歴名の記載内容が残存していることが知られている。よって、延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立過程を段

階的に読み解くことで、古代日本における陵墓頒幣制の展開を考察するという手法が古くから行われてきた。特に、和田軍一氏<sup>(2)</sup>、虎尾俊哉氏<sup>(3)</sup>、新井喜久夫氏<sup>(4)</sup>、北康宏氏<sup>(5)</sup>らの研究によって延喜諸陵寮式陵墓歴名の史料性格への理解は深化されてきたといえる。<sup>(6)</sup>

このように、延喜諸陵寮式陵墓歴名は、古代日本の陵墓祭祀制度の研究において重視されてきた史料である。しかし、未だその史料性格が全て明らかになっていないわけではなく、延喜諸陵寮式陵墓歴名の記載内容の不統一については、その矛盾性を十分に説明できているとはいえない。また、延喜諸陵寮式陵墓歴名は、先行研究において頒幣陵墓制の台帳と捉えるのが通説的理解となっているが<sup>(7)</sup>、そのような理解に対しても疑問が抱かれるのである。

本稿では、延喜諸陵寮式陵墓歴名の分析を通して、改めてその史料性格を明らかにしたい。そして、古代日本における律令陵墓制の展開を考察する足がかりにしたいと考えている。

### 一、陵墓歴名の配列に関する先行研究と問題提起

本章では延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立過程の問題を扱った主要な研究を整理したい。

延喜諸陵寮式陵墓歴名を史料の側面から検討することにより古代陵墓制度の展開を考察しようとする試みは和田軍一氏の研究を嚆矢とする。和田氏の研究において特に注目される成果は、延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列には一定の形式が存在する点を指摘したことである。和田氏は歴名配列の検討から、陵歴名については河上陵（陵61・藤原帯子）<sup>8</sup>までは歴代順に、宇波多陵（陵62・藤原旅子）からは存置順に配列されていることを明らかにされた。そして、前者の一群については「或る時代」において当時の官人が陵を一定の方針の下に配列して、これを式に作ったものと推定された。<sup>9</sup>

和田氏が指摘した陵歴名における歴代順群については、後に虎尾俊哉氏による『延喜式』の体系的な研究の中で、

『弘仁式』の編纂を以て纏められた一群であることが指摘された。<sup>10</sup> この指摘により、延喜諸陵寮式陵墓歴名の段階成立論の検討における新たな視角として、古代日本の式編纂事業との関わりが見出される。先に歴名記載には数々の不統一があることを述べたが、それは弘仁・貞観・延喜に編纂された式の記載の痕跡として理解されるようになるのである。

上記の虎尾氏の指摘を踏まえて、延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立段階論から古代陵墓制の歴史的展開への理解を深化されたのは新井喜久夫氏である。延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列に関する新井氏の指摘で特に注目されるのは、墓歴名の配列に関する指摘である。既に和田氏は先述の論考において墓歴名の配列について相楽墓（墓29・藤原百川）以降は数墓の例外を除き原則として存置順になることを推察されていたが、新井氏はさらに遡って押坂墓（墓16・鏡姫王）以降を存置順とされた。また、墓歴名において平安時代の外祖父母墓の間に平群郡北岡墓（墓24・山背大兄王）から後阿陀墓（墓28・藤原武智麻呂）までの五墓が位置する現象を『弘仁式』の歴名配列に基づくものと指摘された。即ち、七世紀の人物の墓となる平群郡北岡墓（墓24・山背大兄王）、竜田清水墓（墓25・穴穂部間人皇女）、竜田苑部墓（墓26・石前王女）<sup>11</sup>の三墓は不頒幣墓となるために

『弘仁式』の編纂に至るまで歴名の末尾に順次繰り下げられ配列されていたとし、多武岑墓（墓27・藤原不比等）と後阿陀墓（墓28・藤原武智麻呂）の二墓については非皇親墓であるために皇親墓と区別されて不頒幣三墓の後に記入されていたと推定された。<sup>12</sup> 新井氏の指摘により、墓歴名においては後阿陀墓（墓28・藤原武智麻呂）までが『弘仁式』の編纂を以て纏められた一群であったと理解することができる。

その後、律令陵墓制の研究において延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立段階論を採り上げたのは北康宏氏である。北氏は従来の歴代順、存置順といった単純な配列理解に対して批判的立場に立ち、歴名の記載様式の違いによって陵歴名・墓歴名のそれぞれを複数の成立群に区分した。そして、各群の成立順序の推察から律令陵墓制の展開を明らかにしようとして試みている。<sup>13</sup> 北氏が推定した延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立段階論は弘仁・貞観・延喜の式に収載された歴名部分の推定だけでなく式編纂事業後の追記等についても視野に入れたものであった。また『弘仁式』と『貞観式』とが併用関係にあったことに配慮し、例えば多武岑墓（墓27・藤原不比等）・後阿陀墓（墓28・藤原武智麻呂）の二墓が『貞観式』に収載されていたと理解するなど、墓歴名における平群郡北岡墓（墓24・山背大兄王）と後阿陀墓（墓

28・藤原武智麻呂）の五墓の配列理由についても新井氏と見解を異にした。

さて以上が延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立過程について考察した主要な研究である。ここで気付くのは、陵墓歴名の研究は深化してきたが、先行研究の理解は未だ一致していないことである。後で見えていくが、詳細な検討を試みた北氏の研究においても、延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立過程を十分に説明できているとは言い難い。

そこで本稿では延喜諸陵寮式陵墓歴名の記載の不統一を読み解く鍵として、従来の視角である弘仁・貞観・延喜の式編纂事業との関連だけでなく、新たに、①陵墓歴名における省徐の可能性、②陵・墓へのハカモリ配置時期、の二点の視角を提起したい。

## 二、延喜諸陵寮式陵墓歴名の基礎理解

検討に入る前に、本章では延喜諸陵寮式陵墓歴名に対する基礎的理解を示したい。

延喜諸陵寮式陵墓歴名には計百二十の陵と墓が収載されている。歴名は陵歴名と墓歴名とに二分でき、陵歴名には計七十三陵、墓歴名には計四十三墓が列記される。歴名収載陵墓の被葬者を見ると、陵歴名には神代三陵、歴代の即

位天皇陵、神功皇后や追尊天皇などの准天皇陵、大宝律令施行以後の皇后陵が収載され、墓歴名には大宝律令以前の人物を中心とする有功皇親墓、桓武天皇以降の天皇外祖父母墓などが収載されることが知られる。また、延喜諸陵寮式陵墓歴名は『延喜式』が撰進された延長五年（九二七）当時のものであり、式が頒下された康保四年（九六七）までの間に陵墓の追記などは行われていない。

さて、近年の研究において延喜諸陵寮式陵墓歴名は荷前常幣儀のための陵墓歴名として理解される傾向にある。<sup>14</sup>しかし、延喜諸陵寮式陵墓歴名は平安期の荷前儀式の在り方とは一線を画して理解する必要があると考える。たしかに延喜諸陵寮式陵墓歴名は『延喜式』の法体系において荷前常幣儀を執り行う際の対象となる陵墓の歴名としての性格を持っている。しかし、かつて和田氏が「極く少数ではあっても頒幣の例に入らぬ陵墓が式に収められてあることは、式所収の陵墓は式撰上時に於ける諸陵寮の管理する陵墓の全部であることを示している。従って、式所収以外の陵墓は式撰上時に於て諸陵寮の主管外に在ったことも推断し得られる。」<sup>15</sup>と述べられているように、延喜諸陵寮式陵墓歴名には嵯峨陵（陵64・橘嘉智子）、平群郡北岡墓（墓24・山背大兄王）、竜田清水墓（墓25・穴穂部間人皇女）、

竜田苑部墓（墓26・石前王女）の四墓が「不入頒幣之例」として収載されている点を見逃してはならない。それでは延喜諸陵寮式陵墓歴名に収載される陵墓の具体的な条件とは何なのであろうか。陵歴名の検討から考えてみたい。

陵歴名には嵯峨天皇、淳和天皇、清和天皇の陵が収載されない。また大宝律令施行以後の皇后については、正子内親王（淳和皇后、のち皇太后、太皇太后）、班子女王（光孝皇太夫人、のち皇太后。宇多天皇生母）の陵が収載されない。<sup>16</sup>これらの人物の陵に共通するのは、その陵が諸陵寮の主管外にあったことにある。嵯峨天皇、淳和天皇、清和天皇、正子内親王については薄葬を遺命したことで知られるが、その内容は国忌、そして諸陵寮が行う荷前および陵域管理を全て拒否するものであった。薄葬を遺命した人物は他にも知られるが、例えば橘嘉智子の場合はその陵が延喜諸陵寮式陵墓歴名に収載されている（陵64・嵯峨陵）。橘嘉智子は嘉祥三年に崩じた際に「不営山陵」と遺令して<sup>17</sup>おり、国忌や荷前にも配されなかった。しかし、延喜諸陵寮式から分かるように山城国葛野郡に陵の兆域が設定され、守戸三畑が配置されており、その陵は諸陵寮管轄の下にあったことが窺える。養老職員令諸陵司条には諸陵司正の職掌として「祭陵靈。喪葬。凶礼。諸陵。及陵戸名籍事。」が挙げられているが、このような職務を諸陵寮が遂

行するにおいてその対象となる陵墓が延喜諸陵寮式陵墓歴名に収載されていると考えることができる。班子女王については遺令などの史料が残らず未詳であるが、前述の嵯峨天皇、淳和天皇、清和天皇、正子内親王と同様に何らかの事情でその陵が諸陵寮の管轄外であったため歴名に収載されていないと推定することができる。<sup>(18)</sup>

以上により、延喜諸陵寮式陵墓歴名には諸陵寮の常時の職務の対象となる陵墓が収載されていることが窺える。先に延喜諸陵寮式陵墓歴名は『延喜式』の法体系において荷前常幣儀の対象陵墓歴名としての役割を果たしていると述べた。しかし、そのような式内の法体系に関わらず、歴名そのものとしては諸陵寮の常時の職務対象陵墓を収載するという事実は、この陵墓歴名がその起源となる山陵帳（原歴名）の性格を継承しているためと考えられる。

既に先行研究で指摘されてきたように、延喜諸陵寮式陵墓歴名にはその原型となる山陵帳（原歴名）の存在が推定されており、それは少なくとも持統五年以前には既に成立していたであろうと考えられている。<sup>(20)</sup> 延喜諸陵寮式陵墓歴名の起源となる山陵帳（原歴名）は飛鳥浄御原令の施行に必要な細則（式の先蹤）として成立し、その後は陵墓歴名として逐次書き加えられながら諸陵司（寮）の職務遂行において傍備され、おそらくは「例」や石川年足の編纂とな

る『別式』二十巻といった式の先蹤となる法令集にも収載されながら『弘仁式』に引き継がれたものと考えている。

### 三、歴名収載陵墓の省徐

本章では歴名収載陵墓の省徐の問題について考えたい。第二章で行った検討により、延喜諸陵寮式陵墓歴名は諸陵寮が行う常時の職務の対象となる陵墓を掲載したものであることが明らかになった。また、延喜諸陵寮式陵墓歴名の起源には飛鳥浄御原令の施行細則（式の先蹤）として成立した山陵帳（原歴名）の存在があり、陵墓歴名そのものは逐次書き加えられながら諸陵司（寮）の職務遂行に傍備されてきたものと推察した。それらの点を踏まえて延喜諸陵寮式陵墓歴名に収載されない陵墓を改めて検討すると、一度は陵墓歴名に収載されていたと考えられるものの、延喜諸陵寮式陵墓歴名には何故か掲載されていない陵や墓がいくつか存在することに気付く。本稿ではこの現象を陵墓歴名における省徐の問題として採り上げたい。

歴名収載陵墓の省徐の具体例としてまず採り上げたいのが舍人親王である。延喜諸陵寮式陵墓歴名には草壁皇子（陵44・真弓丘陵）、施基皇子（陵53・田原西陵）、早良親王（陵60・八嶋陵）といった即位天皇ではないものの後に

天皇号を追尊された人物の陵が収載されている。しかし、天平宝字三年（七五九）の大炊王（淳仁天皇）即位に伴い、その父として「崇道尽敬皇帝」を追尊された舍人親王については歴名に見えない<sup>20</sup>。その理由は後に淳仁天皇が廃されたためと推察されるが、それまでの間は一時的にも諸陵寮が傍備する陵墓歴名に収載され、その葬地が諸陵寮主管下に置かれていたと思われる。

次に見たいのは陽成天皇帝外祖父となる藤原長良である。墓歴名には桓武天皇以降の天皇帝外祖母墓が収載されるが、その中で唯一歴名に見えないのが藤原長良墓となる。藤原長良は元慶元年（八七七）に陽成天皇帝外祖母の藤原乙春（墓39・深草墓）と共に近墓に加えられ、延喜七年（九〇七）に除かれた<sup>22</sup>。そのため藤原長良墓は藤原乙春墓とともに諸陵寮主管下の墓として陵墓歴名に収載されていたはずである。しかし、延喜諸陵寮式陵墓歴名に藤原長良墓だけが掲載されないのは、何らかの事情で『延喜式』編纂時に省徐されたと考えることができるのではないだろうか<sup>23</sup>。

このように諸陵司（寮）が職務遂行の傍備とした陵墓歴名については、『弘仁式』、『貞観式』、そして『延喜式』に収載されるまでの間に、陵墓の加入だけでなく時には省徐も行われていたことが窺える。ここで目を向けたいたのは、延喜諸陵寮式陵墓歴名の陵墓数の合計が一二〇というキリ

のいい数字になっていることである。この一二〇という数字は意図的に生み出されたものではないだろうか。即ち、『延喜式』編纂の際に、諸陵寮主管下の陵墓の数を調整したのではないかと思われるのである。

諸陵寮主管下にある陵墓数が意図的に調整されていた可能性を示唆する史料として、『朝野群載』巻二十一、凶事、天治二年十二月日諸陵寮荷前幣物請文を挙げたい。その冒頭部には荷前常幣儀の対象となる陵墓数が示されている。

荷前幣物請文

諸陵寮解 申請 荷前幣物事

合陵墓百貳拾参処

山陵七十七処

墓三十六処

近陵十処

天治二年（一一二五）において荷前常幣儀の対象となる陵墓数は合計一二三となり、その内訳は陵が八十七、墓が三十六となつている。延喜諸陵寮式陵墓歴名の陵墓数は合計一二〇であり、その内訳は陵が七十三、墓が四十七となるが、そのうちの頒幣対象外の陵墓を除外したとしても、天治二年においては陵数が増加しているものの、墓数は減少していることが分かる。この現象はおそらく年月とともに増加する陵墓数に対応するため、陵より格の下がる墓（御

墓)を省徐することにより諸陵寮主管の陵墓数の合計を一定に保とうとしたことによるのではないかと考えている。また、天治二年における荷前常幣儀の対象となる陵墓数の合計が一二三となることについても、延喜諸陵寮式陵墓歴名の一二〇という陵墓数が基準的定数として後世において少なからず影響を及ぼしたためではないかと考えている。

以上より、延喜諸陵寮式陵墓歴名の陵墓数の合計が一二〇となることは偶然ではない可能性が高いと考えられる。おそらく、『延喜式』において諸陵寮主管下の陵墓数に定数制が導入されたのではないだろうか。そして、陵墓数の合計を一二〇とするために、『延喜式』編纂の際にいくつかの墓が意図的に諸陵寮の主管外とされ、墓歴名から省徐されたのではないかと考えている。

諸陵寮主管下の陵墓数に定数制が導入された際に特に省徐の対象となったのは、おそらく墓歴名の冒頭部に位置する七世紀以前の人物の墓であった<sup>24)</sup>。延喜諸陵寮式陵墓歴名において能哀野墓(墓1・日本武尊)から三立岡墓(墓17・高市皇子)までは大宝律令施行以前の墓となる。この部分については先行研究においてその配列や歴名収載基準等が論点となってきたが、今後の検証においては省徐の可能性も視野に入れて考えるべきであろう。

以上の検討により、本章では『延喜式』において諸陵寮

主管下の陵墓数に定数制が導入された可能性があることを指摘した。このような省徐制は国忌や荷前別貢幣制の省徐と同様であり興味深い。なお、諸陵寮主管下の陵墓数に定数制が導入された背景には、国家の財務負担への配慮があったためと思われる。

#### 四、延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列とハカモリの

##### 配置

本章では延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列について明らかにしたい。

まず延喜諸陵寮式陵墓歴名を『弘仁式』・『貞観式』・『延喜式』のそれぞれの撰進年と、被葬者の葬地が諸陵司(寮)主管下に置かれ陵墓歴名に収載されたと推定される年の二点から区分すると次のようになる。

##### 《陵歴名》

『弘仁式』 収載群…日向埃山陵(陵1・瓊瓊杵尊)〈河

上陵(陵61・藤原带子)

『貞観式』 収載群…宇波多陵(陵62・藤原旅子)〈田邑

陵(陵67・文徳天皇)

『延喜式』 追加群…後山科陵<sup>25)</sup>(陵68・藤原順子)〈後深

草陵(陵73・藤原温子)

## 《墓歴名》

『弘仁式』収載群…能哀野墓（墓1・日本武尊）…後阿  
陀墓（墓28・藤原武智麻呂）

『貞観式』収載群…相樂墓（墓29・藤原百川）…大岡墓  
（墓37・藤原吉子）

『延喜式』追加群…後愛宕墓（墓38・藤原良房）…又宇  
治墓（墓47・藤原時平）

さてここで注目したいのは、墓歴名において『弘仁式』  
収載群の末尾、そして『貞観式』収載群の末尾である。と  
いうのは、『弘仁式』と『貞観式』において、墓歴名の末  
尾に配列された墓は、その墓が諸陵司（寮）の主管下にお  
かれ陵墓歴名に収載された当時には、未だハカモリが配置  
されていなかったと推測されるからである。

まず墓歴名の『貞観式』収載群を見る。『貞観式』収載  
群の末尾に配列されているのは大岡墓（墓37・藤原吉子）  
である。藤原吉子は伊予親王とともに鎮魂を理由にその墓  
が歴名に収載されたと考えられる。伊予親王の謀反事件  
後、母子の本位号回復や追贈は同時に為されてきているこ  
とから、<sup>(26)</sup> おそらく二人が歴名に収載されたのは同時期であ  
ると推察され、筆者は承和六年（八三九）に母子に追贈が  
行われた頃ではないかと考えている。<sup>(27)</sup> しかし、歴名中の配  
列において、巨幡墓（墓31・伊予親王）と大岡墓（墓37・

藤原吉子）とはその位置が離れているのが疑問となる。<sup>(28)</sup>

ここで注目したいのが、『扶桑略記』卷二十三裏書、昌  
泰元年六月二十二日庚申条の記事である。（〈〉は割り書  
きを示す。）

廿二日庚申。政。是日、差<sub>二</sub>宣命使於藤原夫人墳墓。  
〈在<sub>二</sub>葛野郡西山。〉依<sub>二</sub>天下疫、御占之处、西方女墓  
有<sub>二</sub>穢物崇<sub>一</sub>之由。即遣<sub>二</sub>左右看督長、尋<sub>二</sub>認其地。今  
日遣<sub>レ</sub>使。又下<sub>二</sub>山城国、始令<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>守陵人。

この記事に見える「藤原夫人墳墓」とは、その所在から大  
岡墓（墓37・藤原吉子）に特定できる。ここで注目したい  
のは、崇りを理由にこの時にはじめて藤原吉子の墓にハカ  
モリが配置されたことである。延喜諸陵寮式を見ると大岡  
墓（墓37・藤原吉子）には「守戸一人」の記載が見え、  
『扶桑略記』にある「守陵人」はこの「守戸一人」に相当  
すると推定される。

先の記事の昌泰元年（八九八）とは『貞観式』が撰進施  
行された貞観十三年（八七一）より時代が降る。即ち藤原  
吉子の墓にハカモリがはじめて配置されたのは『貞観式』  
撰進後のことであり、延喜諸陵寮式陵墓歴名における大岡  
墓（墓37・藤原吉子）に見える「守戸一人」の記述は、昌  
泰元年のハカモリ配置を反映して『延喜式』において式文  
に加えられたと考えられる。よって、藤原吉子墓は『貞観



式』陵墓歴名に収載された当時はハカモリの配置されない墓として存在していただろう。

同様の現象が墓歴名の『弘仁式』収載群の末尾についても当てはまると思われる。先の区分において筆者は『弘仁式』に収載された墓歴名の範囲を後阿陀墓(墓28・藤原武智麻呂)までとした。よって、『弘仁式』墓歴名の末尾部分は平群郡北岡墓(墓24・山背大兄王)から後阿陀墓(墓28・藤原武智麻呂)までの五墓と考えたい。この五墓は、平安時代の外祖父母墓の間に七世紀〜八世紀前半の人物の墓が位置する配列であり、先行研究において論点となってきた箇所である。

まず多武峯墓(墓27・藤原不比等)について見たい。多武峯墓へのハカモリ配置については永濟本『多武峯略記』地巻、徭丁にその記載が見えている。

一、徭丁 清和天皇御時始被<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>之、

記云、御墓守徭丁、貞観七年官宣定数十八人也。

(後略)

永濟本『多武峯略記』によれば、多武峯に「御墓守」がはじめて配置されたのは貞観七年(八六五)のこととなる。この多武峯の伝承を信頼するならば、貞観七年は『弘仁式』が撰進された弘仁十一年(八二〇)よりも時代が降るため、多武峯墓は『弘仁式』陵墓歴名に収載された当時は

ハカモリの配置されない墓として存在していたことになる。<sup>(29)</sup>

次に後阿陀墓(墓28・藤原武智麻呂)を見たい。藤原武智麻呂墓へのハカモリ配置については、『日本三代実録』貞観八年十月二十三日甲午条に記載が見える。

贈太政大臣藤原朝臣墓在<sub>二</sub>大和国宇智郡阿陀郷<sub>一</sub>。詔置<sub>二</sub>守冢徭丁十二人<sub>一</sub>。

この記事に見える「贈太政大臣藤原朝臣」とは藤原武智麻呂と理解されている。貞観八年(八六六)に藤原武智麻呂墓に「守冢徭丁十二人」が配置されたことが分かる。「栄山寺文書」に残る藤原武智麻呂墓へのハカモリ賜与に関する史料によれば、<sup>(30)</sup>武智麻呂墓へのハカモリの賜与時期に対する栄山寺側の認識は史実とは言い難く伝承の域を超えないものの、ハカモリの「徭丁十二人」という記載は全ての史料に見ることができ<sup>(31)</sup>。おそらくこの「徭丁十二人」とは貞観八年詔のハカモリ配置に対応するものである。よって、藤原武智麻呂墓に初めてハカモリが配置されたのは貞観八年(八六六)であったと推察される。貞観八年は『弘仁式』が撰進された弘仁十一年(八二〇)よりも時代が降るため、藤原武智麻呂墓は『弘仁式』陵墓歴名においてはハカモリの配置されない墓として存在していたと推察される。

最後に平群郡北岡墓(墓24・山背大兄王)、竜田清水墓

(墓25・穴穂部間人皇女)、竜田苑部墓(墓26・石前王女)について見たい。これら三墓へのハカモリ配置時期については未詳であるが、延喜諸陵寮式陵墓歴名ではいずれも「墓戸二烟」と記載されていることに注目したい。延喜諸陵寮式陵墓歴名において「墓戸」というハカモリ表記は、『延喜式』において新たに追加された墓に集中してみられる。よって、平群郡北岡墓(墓24・山背大兄王)、竜田清水墓(墓25・穴穂部間人皇女)、竜田苑部墓(墓26・石前王女)の「墓戸二烟」の規定は『延喜式』撰進時に新たに式文に加えられたものと推察される。<sup>32</sup>よって、これら三墓にハカモリが初めて配置されたのは『貞観式』撰進後のことであり、『弘仁式』陵墓歴名においてはハカモリの配置されない墓として存在していたと思われる。

さて以上に見てきたように、『弘仁式』および『貞観式』において、墓歴名——すなわち陵墓歴名全体の末尾には、ハカモリの配置されない墓が配列されていたことが明らかになった。これらの墓は、他の陵墓とは性質が異なっていたために歴名の配列において区別されたものと推察される。<sup>33</sup>第一章で述べたように、先行研究では延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列が論点の一つとされてきたが、歴名の配列については式撰進年だけでなくハカモリ記載への注目によって読み解くことができたと考えている。

## 五、律令陵墓制の展開

本章では、これまでに指摘した延喜諸陵寮式陵墓歴名の史料性格に基づき、律令陵墓制の歴史的展開を考察したい。

先行研究で論じられているように、古代日本の律令陵墓制の展開を考察する際には、律令の「陵」の枠組みの変遷、および、陵の用語が持つ意味の変遷について理解する必要がある。<sup>34</sup>以下においては、この二つを区別するため、律令の法文の陵・墓を示す場合は「」を付して論じたい。

まず律令の法体系における「陵」と「墓」から見ていきたい。律令の法体系において「陵」とは最上格の葬地であり、国家管轄葬地としての意味を持っている。「陵」は諸陵司(寮)の管轄下に置かれ、ハカモリ配置による兆域管理や、祭祀などが行われた。これに対し律令の法体系における「墓」とは、国家管轄外の葬地としての意味を持っている。律令では基本的に「墓」の造営による土地私有が認められていないが、三位以上、及び別祖・氏宗(氏上)の「墓」だけは特別に墓域の土地私有と墓碑の建立が許可されていた。このように、律令の法体系における「陵」と「墓」との根本的な区別の一つとして、その葬地が国家管

轄対象かそうでないかが挙げられる。

陵の語そのものは律令以前においては高貴な人物の葬地を意味する言葉として広く使用されていた。記紀においては天皇の葬地だけでなく皇親の葬地にも陵の語が使用されていることが知られている。<sup>(35)</sup>しかし、蘇我氏の双墓の称陵が問題となったように、<sup>(36)</sup>非皇親の葬地を陵と称することは許されていなかった。

浄御原令の施行により律令陵墓制が開始されたとき、「陵」——即ち国家管轄葬地として山陵帳（原歴名）に収載されていた葬地とはどのような性格を持っていただろうか。浄御原令制下の「陵」の被葬者の身分的性格については、『日本書紀』持統五年十月乙巳条から窺うことができる。

乙巳、詔曰、凡先皇陵戸者、置<sub>二</sub>五戸以上<sub>一</sub>。自余王等有<sub>レ</sub>功者、置<sub>二</sub>三戸<sub>一</sub>。若陵戸不<sub>レ</sub>足、以<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>充。免<sub>二</sub>其徭役<sub>一</sub>。三年一替。

この持統五年詔は養老喪葬令先皇陵条に相当する浄御原令条文の施行細則として発布されており、式の先蹤としての性格を持つ。<sup>(37)</sup>詔に「先皇」と「自余王等有功」とあるように、浄御原令制下の「陵」は天皇と有功皇親（太后を含む）の陵であった。延喜諸陵寮式陵墓歴名においては日向埃山陵（陵1・瓊瓊杵尊）〈檜隈大内陵（陵42・天武天

皇）、能衰野墓（墓1・日本武尊）〈三立岡墓（墓17・高市皇子）、平群郡北岡墓（墓24・山背大兄王）〉竜田苑部墓（墓26・石前王女）の範囲が浄御原令制下の山陵帳（原歴名）に収載されていたと考えられるが、これらの人物は全て天皇と皇親で占められ、持統五年詔の内容と一致する。このように浄御原令制下の「陵」は、天皇の陵と、皇親身分の有功者（太后を含む）の陵であり、非皇親の墓は含まないものであった。

その後、大宝律令の施行を契機として陵の意味に変化がある。大宝律令施行以前は天皇と皇親の葬地を広く陵と称していたが、大宝律令施行以後は天皇の葬地に限定して陵の語が使用されるようになった。大宝官員令の施行細則となる「官員令別記」<sup>(38)</sup>を見ると、「陵」に配された「陵戸」を「常陵守及墓守」・「借陵守及墓守」と記しており、「陵戸」には陵守と墓守の区別があったことが分かる。しかし、この時に国家管轄葬地の「陵」の対象が変化したわけではない。「官員令別記」の内容は延喜諸陵寮式陵墓歴名に見える浄御原令制下の山陵帳（原歴名）の陵墓とおおよそで対応し、国家管轄葬地としての「陵」は浄御原令制下の枠組みを引き継いでいることが分かる。つまり、大宝令制下の「陵」とは、天皇の陵と、皇親身分の有功者（皇后を含む）の墓であり、非皇親の墓は含まないものであつ

た。ただし、このうち皇親身分の有功者（皇后を含む）の墓は、他の墓と区別して御墓<sup>39</sup>とも称されるようになる。

天平初年頃、国家管轄葬地の枠組みに変化が起こった。天平元年に藤原光明子が立后し、諸陵司が昇寮したが、その翌年に初めて藤原不比等墓への祭使発遣記事が見えることに注目したい。<sup>40</sup> 不比等墓への祭使発遣は、非皇親墓の祭祀に国家が関与したことを意味しており、この頃に祭使発遣の対象になりうる葬地として諸陵寮の歴名に不比等墓が収載されたと考えている。不比等墓に対する異例の処遇は光明立后と連関する動きと捉えられる。

不比等墓の重視を契機に国家管轄葬地に新たに非皇親の墓が加わったが、あくまでも「陵」とは区別された存在であった。この頃、不比等墓は祭使発遣の対象にはなってもハカモリは配置されていない。墓域の管理は国家管轄外であり、藤原氏が行っていたらう。<sup>41</sup> 非皇親の墓である不比等墓は特例的な存在であった。

その後、天平宝字四年に藤原光明子が崩じたことを契機に、陵の語の意味が変化する。天平宝字四年十二月、勅により太皇太后藤原宮子と皇太后藤原光明子の御墓を山陵と称することが定められた。<sup>42</sup> 大宝律令施行以降、陵の語は天皇の葬地に限定され使用されてきたが、この勅を契機に皇后の墓も称陵が許可された。

この変化は「陵」の枠組みの変遷においてどう理解できるだろうか。この頃、既に藤原宮子の墓は国家管轄葬地として諸陵寮の管理下にあったと考えられる。つまり、既に非皇親皇后の墓が御墓として「陵」の枠組み入っていた。「陵」に非皇親の墓が加わることへの抵抗は、おそらく天平元年の光明立后の際において既に解消されていたと考えられる。新井氏は磐之媛命の墓は非皇親皇后の先例として歴名に収載されたと指摘されたが、<sup>43</sup> その時期は光明立后以降、少なくとも藤原宮子墓が皇后墓として「陵」の枠組みに加えられた頃までには行われたと推定できるだろう。おそらくは藤原宮子が崩じた天平勝宝六年であった可能性が高いと考える。

さて整理すると、まず天平元年の光明立后を契機として、「陵」は天皇の陵と、皇后の墓（身分は皇親非皇親を問わない）、皇親身分の有功者の墓となった。この時、非皇親身分の葬地が国家管轄となり浄御原令制下以来の「陵」の枠組みが打破されたと考ええる。そして、非皇親有功者の墓となる不比等墓が特例として歴名に収載された。諸陵司が天平元年に昇寮するのも、この光明立后を契機とした「陵」の枠組みの変革を背景とするものである。

その後、天平宝字四年の称陵の勅により、「陵」は、天皇の陵、皇后の陵（ただし、称陵の勅を得た者のみ）と、

皇后の墓、皇親身分の有功者の墓に変化する。皇后墓の称陵には天平宝字四年以降も勅を必要としたように、この時は皇后の葬地は原則としては未だ墓であった。延喜諸陵寮式において墓歴名に淳仁廢帝母となる当麻山背墓が残存するのもその点が背景にあると考えられる。その後、皇后墓の称陵に勅を必要としなくなったのは高野新笠が初めてであり、<sup>(45)</sup> 真の意味で皇后陵が誕生したのは桓武朝の陵墓制改革においてであったと考えられる。なお、この段階における非皇親有功者の墓であるが、天平宝字四年に藤原武智麻呂に太政大臣が追贈され、その頃におそらくは藤原仲麻呂の勢力によって南家の祖として藤原武智麻呂墓が歴名に加えられたと考えている。しかし、武智麻呂墓への国家関与は祭使發遣などに限定されていたと考えられる。光明立后を契機として「陵」の枠組みにおける皇親非皇親の別は乗り越えられるようになってきたが、その条件には皇后といった天皇との関係が重要なのであり、不比等墓や武智麻呂墓といった非皇親有功者の墓は未だ特例としての処遇であったと思われる。

その後、桓武朝の陵墓制改革において再び「陵」の枠組みが改められ、新たに天皇の外祖父母墓が御墓として国家管轄葬地となった。この桓武朝の陵墓制改革により、「陵」の枠組みは、天皇の陵、皇后の陵と、天皇家外祖父母墓、皇

后の墓（称陵の勅を得なかつた者）、皇親身分の有功者の墓となる。非皇親有功者の墓については、特例としての処遇に変化はない。

非皇親有功者の墓に変化が見られるのは貞観年間であった。本稿の検討で見たように、貞観年間に多武峯墓や後阿陀墓に初めてハカモリが配置された。つまり、墓域管理に国家が関与することになり、それまで特例として存在した非皇親有功者の墓が、ここで初めて御墓と同等の地位を得たとみることができるといえる。<sup>(46)</sup> このように貞観年間の「陵」は、天皇の陵、皇后の陵と、天皇家外祖父母の墓、皇后の墓（称陵の勅を得なかつた者）、皇親身分の有功者の墓、非皇親有功者の墓となる。

貞観年間に非皇親有功者の墓が御墓と同等の地位を得たことを背景にして、『貞観式』撰進以降には非皇親有功者の御墓として太政大臣墓が新たに登場した。延喜諸陵寮式陵墓歴名には次宇治墓（墓44・藤原基経）や又宇治墓（墓47・藤原時平）が太政大臣墓として収載されている。これは非皇親有功者の墓が直接的に御墓の地位を獲得したことを意味する。『延喜式』諸陵寮式陵戸墓戸条には、

凡山陵者、置<sub>二</sub>陵戸五烟<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>守之。有功臣墓者、置<sub>二</sub>墓戸三烟<sub>一</sub>。其非<sub>二</sub>陵墓戸<sub>一</sub>差<sub>レ</sub>点令<sub>レ</sub>守者、先取<sub>二</sub>近陵墓戸<sub>一</sub>充之。

とあるが、この式の淵源となる持統五年詔には「自余王等有功」とされていたのが、『延喜式』では「有功臣」の文に改められていることが窺える。このような式文の改変は太政大臣墓の登場を背景にしていると言えよう。『延喜式』における「陵」とは、天皇の陵、皇后の陵と、天皇外祖父母の墓、皇后の墓（称陵の勅を得なかつた者）、皇親身分の有功者の墓、非皇親有功者の墓（太政大臣墓を含む）となるのである。<sup>(47)</sup>

### おわりに

本稿では延喜諸陵寮式陵墓歴名の史料性格を検討し、古代日本における律令陵墓制の展開を考察した。結語を述べる前に、第四章でみた『弘仁式』および『貞観式』において陵墓歴名の末尾に配列されていたハカモリの配置されない墓の性格を確認しておきたい。

『弘仁式』と『貞観式』とにおいて配列で区別されたこれらの墓は、第五章で考察した律令陵墓制の展開から窺えるように、本来は「陵」（陵・御墓）の枠組みに含まれない葬地だったと理解できる。すなわち、祭使発遣などの理由により特例として諸陵司（寮）の管轄に入っていたのであり、墓域管理は国家の管轄外であったためハカモリが配

置されない。個々を見ると、藤原不比等と藤原武智麻呂については第五章で述べたとおりである。藤原吉子については非皇親であり、さらに桓武夫人であるため后位を持たなかった。藤原吉子と伊予親王は鎮魂を理由に同時期に歴名に収載されたが、皇親身分である伊予親王に対して、吉子は「陵」の枠内に入らない身分であったために、配列において区別されたのである。また、山背大兄王、穴穂部間人皇女、石前王女についても、浄御原令制下の「陵」の性格の検討から、その葬地はやはり特例的であったと理解している。この点は浄御原令制下の山陵帳（原歴名）の性格の理解に関わるため、別に論じることとする。

さて、以上の検討から明らかとなった延喜諸陵寮式陵墓歴名の史料性格を纏めると次の点が指摘できる。

- ① 延喜諸陵寮式陵墓歴名は律令の「陵」の式であり、「陵」（陵・御墓）を管轄した諸陵司（寮）の庶務（祭祀、兆域管理など）の対象となる葬地の歴名である。
- ② 延喜諸陵寮式陵墓歴名の成立により、新たに「陵」（陵・御墓）の定数制が導入されている可能性がある。
- ③ 『弘仁式』陵墓歴名と『貞観式』陵墓歴名では、歴名末尾に本来は「陵」（陵・御墓）に含まれない特例的な葬地が配列されていた。

なお、③の指摘を踏まえて延喜諸陵寮式陵墓歴名の全体構

造を示すと【表1】となる。表から窺えるように、併用関係にあった『弘仁式』と『貞観式』とが同様の配列方針のもとに編纂されていたことは、古代日本の式編纂事業の性格を考える上で興味深い。

本稿では律令陵墓制の展開についても考察したが、延喜諸陵寮式陵墓歴名の分析が中心となったために、紙幅の都合上、個々の事象については十分に説明することができなかった。浄御原令制下の山陵帳（原歴名）の性格、また律令陵墓制やハカモリ制の展開については、稿を改めて論じたい。

【附記】本稿の内容は二〇〇八年度早稲田大学史学会大会日本史部会（二〇〇八年十月十一日、早稲田大学）、二〇〇九年度延喜式研究会研究集会（二〇〇九年七月四日、国学院大学）にて報告した。なお、本稿脱稿後、二星祐哉「七、八世紀における山陵奉幣と荷前別貢幣の成立」（『ヒストリア』二三九、二〇一一年）を得た。合わせて参照されたい。

## 註

- (1) 延喜諸陵寮式陵墓歴名には「陵戸」「守戸」「仮陵戸」「墓戸」「守丁」などの記載が見える。これらは単に『延喜式』の杜撰による用語の不統一ではない。その身分的性格や使役体制の違い等により、『弘仁式』及び『貞観式』においては意識的な呼称の区別が存在したと考えられる。よって、本稿では誤解を避けるため「ハカモリ」の語を用いて論述したい。古代日本のハカモリ制の展開については別稿を用意する。
- (2) 和田軍一「諸陵式に関する二三の考察」（『歴史地理』五二（一）（三）（四）、一九二八年）、同「諸陵寮式の研究」（『歴史地理』五三（二）（三）（四）、一九二九年）。
- (3) 虎尾俊哉『延喜式』（吉川弘文館、一九六四年）、同「延喜式」（坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一年）。
- (4) 新井喜久夫「古代陵墓制雑考」（『日本歴史』二二二、一九六六年）。
- (5) 北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究―『延喜諸陵寮式』の分析からみた―」（『史林』七九（四）、一九九六年）、同「律令陵墓祭祀の研究」（『史学雑誌』一〇八（一）一、一九九九年）。
- (6) 延喜諸陵寮式陵墓歴名の史料性格を分析したそのほかの論考としては、時野谷滋「神武天皇紀と諸陵式」（中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』、小川書店、一九六一年）、吉永登「諸陵寮式の成立事情その他」（『関西大学東

西学術研究所紀要』一、一九六八年)、白石太一郎「記・紀および延喜式にみられる陵墓の記載について―古墳の年代基準としての陵墓関係伝承の再検討―」(『古代学』一六(一)、一九六九年)などがある。

(7) 延喜諸陵寮式陵墓歴名を頒幣陵墓制の台帳と理解されたのは新井喜久夫氏である。以後、延喜諸陵寮式陵墓歴名は律令陵墓祭祀(養老職員令諸陵司条の「祭陵壺」)に関わる史料として捉えられてきた。しかし、本稿の検討で明らかとなるように、延喜諸陵寮式陵墓歴名の性格は必ずしも陵墓祭祀の台帳に限定されるものではないと考える。

(8) 本稿では延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列に従い陵と墓のそれぞれに通し番号を付した。なお陵墓に付した番号は本稿【表1】と対応する。

(9) 和田軍一氏前掲論文(一九二八年)。

(10) 虎尾俊哉氏前掲書籍(一九六四年)。

(11) 延喜諸陵寮式陵墓歴名において竜田苑部墓の被葬者は「石前王女」とあるが、この人物については『日本書紀』欽明紀にみえる欽明天皇皇女の磐隈皇女と考えられている。(和田氏前掲論文(一九二八年)ほか)。

(12) 新井喜久夫氏前掲論文(一九六六年)。このほかにも新井氏は平城坂上墓(墓18・磐之媛命)が七・八世紀の人物の墓の間に配列される現象について、磐之媛命が天平元年の光明立后の際に非皇親皇后の先例として挙げられることから、非皇親皇后墓となる藤原宮子墓と藤原光明子墓(両墓は天平宝字四年に陵に昇格)の頒幣墓編入を実現させる

に際し、その先例として頒幣墓編入が行われたものと推定されるなど重要な指摘をされている。

(13) 北康宏氏前掲論文(一九九六年)。

(14) 服藤早苗氏は家成立史の研究において延喜諸陵寮式陵墓歴名を荷前常幣儀の台帳と理解され、この理解を吉江崇氏も継承した。(服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程―天皇家の成立をめぐる―」(『家制史の研究』、校倉書房、一九九一年、初出一九八七年)、吉江崇「荷前別貢幣の成立―平安初期律令天皇制の考察―」(『史林』八四(二)、二〇〇一年)。また近年の荷前の研究には、二星祐哉「大宝令施行と荷前常幣」(『古代史の研究』一五、二〇〇九年)、二星祐哉「桓武朝における荷前別貢幣の発展とその史的意義」(『古代文化』六二(一)、二〇一〇年)などがある。

(15) 和田軍一氏前掲論文(一九二八年)。

(16) 藤原高子は「延喜式」が撰進された延長五年当時は廃后の状況にあるため歴名に収載されない。

(17) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年五月壬午条。

(18) 班子女王の遺命は残らないが、葬司が任じられなかったことが知られている(『日本紀略』昌泰三年四月二日己未条)。

(19) 時野谷滋氏前掲論文(一九六一年)。

(20) 山陵帳(原歴名)の成立時期について虎尾氏は、持統五年に「陵戸」配置の具体的戸数等を定めた詔が出されていることから(『日本書紀』持統五年十月乙巳条)、持統五年



以前には既に成立していたであろうと指摘された（虎尾俊哉氏前掲書籍（一九六四年））。なおこれに対して新井氏は山陵帳（原歴名）の成立時期は更に大化以前に遡る可能性を指摘されている（新井喜久夫氏前掲論文（一九六六年））。

(21) 『統日本紀』天平宝字三年六月庚戌条。

(22) 『日本三代実録』元慶元年十二月十三日己卯条。『西宮記』卷六裏書。

(23) 新井氏は延喜諸陵寮式陵墓歴名に藤原長良の墓が見えないのを『延喜式』の杜撰の例とされた（新井喜久夫氏前掲論文（一九六六年））。その可能性も捨てきれないが、本稿では延喜諸陵寮式陵墓歴名の陵墓数が一二〇となることを考慮し、何らかの事情を伴う意図的な省徐であったと考えたい。

(24) 本稿では紙幅の都合のため詳細に触れられないが、『令集解』職員令諸陵司条古記所引「官員令別記」にみえるハカモリの配置戸数と延喜諸陵寮式陵墓歴名にみえるハカモリ配置戸数との比較検討により、「官員令別記」が成立した大宝初年の頃から『延喜式』の撰進までの間に陵墓歴名から省徐された墓が少なからず存在することが指摘できる。この点については別稿を用意する。

(25) 北氏は藤原順子の崩日が『貞観式』の撰進後施行前とすることから、後山科陵（陵68）は『貞観式』撰進後にその末尾に書き加えられたとされ、そのような追記の特徴として、後山科陵における兆域記載の欠如、及び不統一な用語

延喜諸陵寮式陵墓歴名に関する一考察

として「仮陵戸」の語の使用を挙げられた（北康宏氏前掲論文（一九九六年））。しかし、陵墓歴名においては式の撰進から施行までの間に式文が追記されている例がないことから、筆者は後山科陵を『延喜式』の式文と考えている。別稿を用意するが、「仮陵戸」は「陵戸」や「守戸」とは身分的に異なるハカモリであり、呼称表現の不統一ではないと思われる。また、後山階陵に兆域記載が見られない点については、順子御願の安祥寺の寺域との関係が推察される。

(26) 大同二年（八〇七）の伊予親王の謀反事件により、藤原吉子・伊予親王母子は廃され没した。その後、嵯峨朝の弘仁十年（八一九）になり母子の本位号が復される。そして、仁明朝の承和六年（八三九）になり伊予親王に一品、藤原吉子に従三位が追贈された。

(27) 『統日本後紀』承和六年九月癸未条。

(28) 北氏は延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列から、大岡墓（墓37・藤原吉子）が『貞観式』陵墓歴名に加えられたのは、貞観五年（八六三）に行われた御霊会を契機とするとされた（北康宏氏前掲論文（一九九六年））。しかし、本論で述べるように、歴名の配列方針から大岡墓の歴名収載は巨幡墓（墓31・伊予親王）と同時期と考えられる。

(29) 延喜諸陵寮式陵墓歴名において多武峯墓（墓27・藤原不比等）は「無守戸」とある。永濟本『多武峯略記』によれば、その後も多武峯墓にはハカモリが増置されたことが窺え、『延喜式』撰進当時は守戸一烟と記載されるべき状況

にあった。そのため「無守戸」とあるのは疑問が抱かれるが、おそらく多武峯の守戸一烟は鎌足墓への配置と見なされ式に反映されなかったものと思われる。多武峯墓の被葬者を鎌足とした史料は既に天安年間に見られ、また『延喜式』の内閣文庫本（慶長写本）等の傍注から『貞観式』では多武峯墓の被葬者が「大織冠」に修正されていた可能性を指摘できる。よって、多武峯墓を不比等墓とした『延喜式』の編者は、『弘仁式』の式文をそのまま継承したと考えている。

(30) 『平安遺文』三一八、四五二、一三九七、一四六八。なお、「栄山寺文書」については、五條市史編集委員会編『五條市史』史料（一九八七年）に収録された岩城隆利編「栄山寺文書」を参照した（「栄山寺文書」三、一四、三六、四〇）。

(31) 藤原武智麻呂墓のハカモリについては「守戸六烟徭丁十二人」とされる場合もあるが（『平安遺文』四五二、一三九七）、延喜諸陵寮式陵戸墓戸条などに見えるように、墓に配置されるハカモリは三烟を原則とすることから、後世にハカモリの増置が行われたものと考えられる。なお、延喜諸陵寮式陵墓歴名において後阿陶墓（墓28・藤原武智麻呂）は「守戸一烟」とあるが、貞観八年詔以降のハカモリ増置を反映したものと考えている。

(32) 北氏は平群郡北岡墓（墓24・山背大兄王）、竜田清水墓（墓25・穴穂部間人皇女）、竜田苑部墓（墓26・石前王女）は『延喜式』編纂以前は式文に収められていなかったとし

た（北康宏氏前掲論文（一九九六年））。しかし、この三墓には記紀に記録を残さない人物が含まれることから、淨御原令制下の山陵帳（原歴名）に収載されていたと考えられる。そのため三墓は『弘仁式』陵墓歴名に収載されており、『延喜式』において「墓戸二烟」のハカモリ規定だけが新たに式文に加えられたと見るべきである。

(33) 延喜諸陵寮式陵墓歴名においてハカモリ配置のない陵や墓は他にも散見される。しかし、それらの陵や墓は、兆域を伴わずハカモリを配置する必要がなかったり、他の陵や墓の兆域内に所在するなどの理由によりハカモリを重ねて置く必要がなかったり、近隣の陵墓のハカモリを兼任させたりといった事情を伴うものである。よって、『弘仁式』や『貞観式』が編纂された際に末尾に配列されたハカモリが配置されない墓とは性格が異なると考える。なお、延喜諸陵寮式陵墓歴名において片岡葦田墓（墓13・茅渟皇子）と三立岡墓（墓17・高市皇子）にハカモリが配置されない事情は未詳であるが、第五章の検討により本稿の結論に影響を及ぼすものではないと思われる。

(34) 律令陵墓制の展開については新井氏が基礎的な考察を行っている（新井喜久夫氏前掲論文（一九六六年））。その後、北氏は新井氏の見解に対して批判的立場をとられたが（北康宏氏前掲論文（一九九六年、一九九九年））、北氏の考察の前提となっている延喜諸陵寮式陵墓歴名の検討は筆者と見解を異にするため、北氏の見解には従えない。

(35) 新井喜久夫氏前掲論文（一九六六年）。

(36) 『日本書紀』 皇極天皇元年是歳条。

(37) 虎尾俊哉氏前掲書籍（一九六四年）。なお、持統五年詔にてハカモリの戸数が具体的に定められた背景には庚寅年籍の造籍事業が背景にあると考えられる。

(38) 『令集解』 職員令諸陵司条古記所引「官員令別記」。

(39) 北氏は八世紀後半において一時的に「御墓の制」が出現するとされた（北康宏氏前掲論文（一九九六年、一九九九年））。しかし、御墓の用例のほぼ全ては詔勅に見える表現であることに注意したい。八世紀後半、具体的には天平宝字四年から桓武朝の陵墓制改革の時期までは皇后の葬地を陵と称するのに勅が必要であった。よって、誤解が生じたと思われる。御墓とは墓の尊称であり、狭義には律令の「陵」の枠組みの中にある墓を意味すると思われる。

(40) 『続日本紀』 天平二年九月丙子条。

(41) 『続日本紀』 天平六年四月戊申条には地震による山陵の被害調査を命じた勅が出されているが、この時に使者が遣わされたのは山陵と「有功王」の墓だけであり不比等墓は含まれない。当時において不比等墓の墓域管理が国家の管轄外であったことがこの史料からも窺われる。

(42) 『続日本紀』 天平宝字四年十二月戊辰条。

(43) 新井喜久夫氏前掲論文（一九六六年）。

(44) 紀椽姫にも称陵を許可する勅が出されており、皇后の御墓の称陵には勅を必要としたことが窺える（『続日本紀』 宝龜二年十二月丁卯条、『類聚三代格』 宝龜三年五月八日勅、『同』 宝龜三年九月十三日勅）。また井上内親王につい

ても同様であったと考えられる（『類聚国史』 卷二十五、帝王五、追尊天皇、延暦十九年七月己未条）。

(45) 『続日本紀』 延暦八年十二月乙未条、『同』 延暦八年明年正月壬子条。

(46) 貞観年間において多武峯墓や後阿陀墓にハカモリが配置された背景には、妙楽寺や栄山寺が「陵」の兆域の不可侵的性格（養老喪葬令先皇陵条）を利用して、寺域のアジールを確保しようとする目的があったと考えられている。そして「陵」（御墓）の不可侵性は訴訟にも利用された。詳細は別稿を用意したい。

(47) 第五章で明らかとなる律令陵墓制における「陵」への理解から、近年の律令陵墓祭祀の研究における荷前常幣儀の対象陵墓に対する理解については再考の必要があると思われる。この点については別稿を用意する。

【表1】延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列方針

式				墓歴名				式			
番号	陵名	被葬者	崩年	歴名収載年	配列	番号	墓名	被葬者	没年	歴名収載年	配列
陵1	日向埃山陵	三三尊	—			墓1	能登野墓	日本武尊	—		
陵2	日向高屋山上陵	ヒコホホデミ尊	—			墓2	埴口墓	飯豊青皇女	—		
陵3	日向吾平山上陵	ウカヤフキアヘ尊	—			墓3	古市高屋墓	春日山田皇女	—		
陵4	畝傍山東北陵	神武天皇	—			墓4	衾田墓	手白香皇女	—		
陵5	桃花鳥田丘上陵	綏靖天皇	—			墓5	籠山墓	彦五瀬命	—		
陵6	畝傍山西南御蔭井上陵	安寧天皇	—			墓6	磯長原墓	石姫皇女	—		
陵7	畝傍山西南織沙溪上陵	懿徳天皇	—			墓7	倉長墓	広姫	—		
陵8	掖上博多山上陵	孝昭天皇	—			墓8	成相墓	押坂彦人大兄皇子	—		
陵9	玉手丘上陵	孝安天皇	—			墓9	押坂墓	田村皇女	—		
陵10	片丘馬坂陵	孝靈天皇	—			墓10	宇度墓	五十瓊敷入彦命	—		
陵11	剱池嶋上陵	孝元天皇	—			墓11	宇治墓	菟道稚郎子皇子	—		
陵12	春日率川坂上陵	開化天皇	—			墓12	押坂内墓	大伴(大塚カ)皇女	—		
陵13	山辺道上陵	崇神天皇	—			墓13	片岡墓田墓	茅渟皇子	—		
陵14	菅原伏見東陵	垂仁天皇	—			墓14	檜隈墓	吉備姫王	643		
陵15	山辺道上陵	景行天皇	—			墓15	磯長墓	聖徳太子	622		
陵16	狹城盾列池後陵	成務天皇	—			墓16	押坂墓	鏡姫王	683		
陵17	恵我長野西陵	仲哀天皇	—			墓17	三立岡墓	高市皇子	696		
陵18	狹城盾列池上陵	神功皇后	—			墓18	平城坂上墓	磐之媛命	—	754	
陵19	恵我藻伏岡陵	応神天皇	—			墓19	淡路墓	当麻山背	?	778	
陵20	百舌鳥耳原中陵	仁徳天皇	—			墓20	牧野墓	和乙繼	?	790	
陵21	百舌鳥耳原南陵	履中天皇	—			墓21	大野墓	大枝真妹	?		
陵22	百舌耳鳥原北陵	反正天皇	—			墓22	阿陀墓	藤原良繼	777		
陵23	恵我長野北陵	允恭天皇	—			墓23	村園墓	安倍古美奈	784	806	
陵24	菅原伏見西陵	安康天皇	—			墓24	平群郡北岡墓	山背大兄王	643		
陵25	丹比高鷲原陵	雄略天皇	—			墓25	菟田清水墓	穴穗部間人皇女	621		
陵26	河内坂門原陵	清寧天皇	—			墓26	菟田苑部墓	石部王女	?		
陵27	傍丘磐杯丘南陵	顯宗天皇	—			墓27	多武岑墓	藤原不比等	720	729	
陵28	埴生坂本陵	仁賢天皇	—			墓28	後阿陀墓	藤原武智麻呂	737	760	
陵29	傍丘磐杯丘北陵	武烈天皇	—								
陵30	三嶋藍野陵	繼体天皇	—								
陵31	古市高屋丘陵	安閑天皇	—								
陵32	身狭桃花鳥坂上陵	宣化天皇	—								
陵33	檜隈坂合陵	欽明天皇	571								
陵34	河内磯長中尾陵	敏達天皇	585								
陵35	河内磯長原陵	用明天皇	587								
陵36	倉梯岡陵	崇峻天皇	592								
陵37	磯長山田陵	推古天皇	628								
陵38	押坂内陵	舒明天皇	641								
陵39	大坂磯長陵	孝徳天皇	654								
陵40	越智岡上陵	皇極(斉明)天皇	661								

浄御原令制下の山陵帳

浄御原令制下の山陵帳

『弘仁式』

『弘仁式』

再整理

再整理

特例

陵41	山科陵	天智天皇	671						
陵42	檀隈大内陵	天武天皇	686						
陵43	同大内陵	持統天皇	702		702				
陵44	真弓丘陵	草壁皇子	689		758				
陵45	檜前安占岡上陵	文武天皇	707		707				
陵46	奈保山東陵	元明天皇	721		721				
陵47	奈保山西陵	元正天皇	748		748				
陵48	佐保山西陵	藤原宮子	754		754 (墓) 760 (陵)				
陵49	佐保山南陵	聖武天皇	756		756				
陵50	佐保山東陵	藤原光明子	760		760				
陵51	淡路陵	淳仁天皇 (廢帝)	765		778				
陵52	高野陵	孝謙 (称徳) 天皇	770		770				
陵53	田原西陵	施基皇子	716		772				
陵54	吉隠陵	紀藤姫	709		771 (墓) 772 (陵)				
陵55	田原東陵	光仁天皇	781		781				
陵56	宇智陵	井上内親王	775		777 (墓) 800 (陵)				
陵57	大枝陵	高野新笠	789		790				
陵58	柏原陵	桓武天皇	806		806				
陵59	高島陵	藤原之牟漏	790		806				
陵60	八嶋陵	早良親王 (崇道天皇)	785		790 (墓) 800 (陵)				
陵61	河上陵	藤原帶子	794		806				
陵62	宇波多陵	藤原旅子	788		823				
陵63	石作陵	高志内親王	809		823				
陵64	岫岷陵	橘嘉智子	850		850				
陵65	揚梅陵	平城天皇	824		824				
陵66	梁草陵	仁明天皇	850		850				
陵67	田邑陵	文德天皇	858		858				
再整理									
『貞観式』									
墓29	相築墓	藤原百川	779		823				
墓30	後相築墓	藤原諸姉	786						
墓31	巨幡墓	伊予親王	807		839				
墓32	加勢山墓	橘清友	789		833				
墓33	小山墓	田口氏	?						
墓34	後宇治墓	藤原冬嗣	826		850				
墓35	次宇治墓	藤原美都子	828						
墓36	愛宕墓	源潔姫	856		858				
墓37	大岡墓	藤原吉子	807		839				
特例									
『延喜式』									
陵68	後山科陵	藤原順子	871		871				
陵69	中尾陵	藤原沢子	839		884				
陵70	後田邑陵	光孝天皇	887		887				
陵71	小野陵	藤原胤子	896		897				
陵72	白河陵	藤原明子	900		900				
陵73	後深草陵	藤原温子	907		907				
書き継ぎ順									
『延喜式』									
墓47	又宇治墓	藤原時平	909		909				
墓46	後小野墓	宮道列子	907		907				
墓45	小野墓	藤原高藤	900		900				
墓44	次宇治墓	藤原基経	891		891				
墓43	拝志墓	藤原総経	?						
墓42	八坂墓	藤原教子	?		884				
墓41	河嶋墓	当宗氏	?						
墓40	高島墓	仲野親王	867		887				
墓39	深草墓	藤原之春	?		877				
墓38	後愛宕墓	藤原良房	872		872				

【凡例】 ●延喜諸陵寮式陵墓歴名の配列に従い陵と墓のそれぞれに通し番号を付した。 ●被葬者の崩没年については、七世紀前半以前のものは原則として「—」とした。また、七世紀後半以降で不明となる場合は「？」とした。 ●日向埃山陵 (陵1・ニニギ尊) から檜隈大内陵 (陵42・天武天皇) まで、および能真野墓 (墓1・日本武尊) から三立岡墓 (墓17・高市皇子) までは浄御原令制下の山陵帳 (原歴名) に収載されていると考えられる。平群郡北岡墓 (墓24・山背大兄王)・菟田清水墓 (墓25・穴穂部間人皇女)・菟田苑部墓 (墓26・石前王女) については、記紀に記録を残さない人物が含まれることから、浄御原令制下の山陵帳 (原歴名) に収載されたと推定した。